

○「日光の木」プレゼント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物を新築及び増改築等する場合（以下「建築等」という。）に、建築資材の一部として日光市産木材を支給することにより、日光市産木材の需要拡大とともに二酸化炭素の固定化、排出量削減、吸収源となる森林の循環を促進し、市内の林業及び木材業の活性化並びに日光市産木材のブランド化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日光市産木材 市内で産出され、栃木県産木材として証明を受けた木材で、市内の木材業者が取り扱うものをいう。

(2) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。

(3) 森林認証制度 適切な管理が行われている森林又は持続可能な森林経営が行われている個人、経営組織若しくは複数の個人及び経営組織から構成される団体を認証機関（認証の基準を定める組織である特定非営利活動法人日本森林管理協議会、一般社団法人緑の循環認証会議及び特定非営利活動法人 PEFC アジアプロモーションズが指定する審査機関をいう。以下同じ。）が認証し、それらの森林等から生産又は加工された木材及び木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組をいう。

(4) 森林認証材 森林認証制度により FM 認証（認証機関が適切な森林管理が行われていることを認証したものをいう。以下同じ。）を取得している市内の森林から産出された木材を、COC 認証（FM 認証を受けた森林から生産された木材が認証されていない木材と混合しないよう、加工及び流通の過程における木材及び木材製品の分別管理体制を認証機関が認証したものをいう。）を取得している市内の木材業者が加工又は製材した木材をいう。

(対象者)

第3条 日光市産木材を支給することのできる対象者は、市内に建築物の建築等をする施主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税及び公共料金の滞納がある者については、対象者としな

(対象建築物)

第4条 日光市産木材の支給の対象となる建築物（以下「支給対象建築物」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物を新築する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 建築物の延べ床面積（車庫部分を除く。）が30平方メートル以上であること。

イ 建築物の構造材使用材積の60パーセント以上かつ5立方メートル以上の日光市産木材を使用すること。

ウ 建築物が一戸建ての住宅の場合、対象者自らの居住を目的とするものであること。

2 建築物を増築又は改修する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 0.5立方メートル以上の日光市産木材を使用すること。

(2) 使用する木材の材積の60パーセント以上の日光市産木材を使用すること。

(3) 建築物を対象者自らが所有及び使用するものであること。

(資材の支給)

第5条 資材の支給は、日光市産木材の使用量に応じ別表に定める支給資材相当額に消費税及び地方消費税相当額を乗じた額（以下「支給資材額」という。）の資材を上限とし、森林認証材又は非認証材のいずれかを予算の範囲内で支給する。

2 資材の支給は一の対象者につき、同一年度において1回限りとする。

3 対象者において、前条第1項に掲げる要件を満たし、かつ、申請時点において次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、第1項の支給資材相当額に10万円を加算するものとする。

(1) 夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。

(2) 18歳以下の子がいる世帯であること。

(申請)

第6条 資材の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は支給対象建築物の建築着手30日前までに、「日光の木」プレゼント事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 「日光の木」プレゼント事業木拾い表（計画・実績）（様式第2号）

(2) 市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第3号）

(3) 住民票の写し又は法人登記事項証明書の写し

(4) 位置図、平面図及び立面図

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、資材の支給が適当と認められるときは、「日光の木」プレゼント事業決定通知書（様式第4号。）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定による支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）が、資材の支給の申請内容を変更しようとするときは、速やかに「日光の木」プレゼント事業変更申請書（様式第5号）に、市長が指示する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、「日光の木」プレゼント事業変更決定通知書（様式第6号）により、支給決定者に通知するものとする。

(資材の引渡し)

第8条 支給決定者は、市長が指定する者から資材の引き渡しを受けるものとする。

2 資材の引渡しは、市長と支給決定者が協議の上、支給日を決定するものとする。

(支給資材使用完了報告)

第9条 支給決定者は、支給された資材の使用が終わったときは、速やかに使用完了報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

(施工完了報告)

第10条 支給決定者は、支給対象建築物の建築等が完了したときは、完了の日から30日以内に施工完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施工完了写真（全景及び日光市産材を使用した場所）

(2) 使用した日光市産木材が森林認証材であることを証明する書類の写し

(3) 「日光の木」プレゼント事業木拾い表（計画・実績）（様式第2号）

(4) 申請者の世帯員全員が記載されたもので、3か月以内に発行された住民票の写し

（支給対象建築物を対象者自らの居住を目的に使用する場合に限る。）

(5) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

(使用状況等の確認)

第11条 市長は、前2条の規定により報告があったときは、市長の命じた者をして資材の使用状況等の確認をさせるものとする。

(支給決定の取消)

第12条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その者に係る資材の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給対象建築物の建築等を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段より、資材の支給を受けたとき。
- (3) 支給を受けた資材を第三者に販売又は譲渡したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により資材の支給決定を取り消したときは、「日光の木」プレゼント事業決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(資材の返還等)

第13条 支給決定者は、市長が資材の支給決定を取り消した場合において資材が既に支給されているときは、当該支給資材又は支給資材額を市長に返還しなければならない。

2 支給決定者は、資材の一部又は全部を既に使用した後に支給決定を取り消された場合においては、当該支給資材相当額を市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月1日告示第11号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年11月1日告示第137号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日告示第51号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日告示第27号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月日告示第38号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令7告示38・全改）

日光市産材使用量	支給資材相当額	
	森林認証材	非認証材
45m ³ 以上	1,000,000円	500,000円
40m ³ 以上45m ³ 未満	900,000円	450,000円
35m ³ 以上40m ³ 未満	800,000円	400,000円
30m ³ 以上35m ³ 未満	700,000円	350,000円
25m ³ 以上30m ³ 未満	600,000円	300,000円
20m ³ 以上25m ³ 未満	500,000円	250,000円
15m ³ 以上20m ³ 未満	400,000円	200,000円
10m ³ 以上15m ³ 未満	300,000円	150,000円
5m ³ 以上10m ³ 未満	200,000円	100,000円
0.5m ³ 以上5m ³ 未満	100,000円	50,000円